

令和 6 年度

第12回 第一農地部会定例会議事録

令和7年3月28日（金）

ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

令和6年度第12回第一農地部会定例会議事録

日時 令和7年3月28日（金）午後3時

場所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2番 綿貫	4番 古川	6番 竹山
9番 吉村	13番 新井	14番 竹内
15番 牧繪	16番 清水	20番 篠宮
22番 飯塚	24番 松本	

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋	倉石	高島	野島
片桐	笠原	荻原	小林
白滝	平野	野村	上原
穂苅			

2 欠席委員

(1) 農業委員

佐藤

(2) 農地利用最適化推進委員

高島	横田	清水	長野
----	----	----	----

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗和田
	副局長	金子
	次長	秋山
中郷区駐在室	副主幹	丸山
板倉区駐在室	副主幹	宮尾
清里区駐在室	副主査	中条
名立区駐在室	班長	高橋

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

16番 清水	24番 松本
--------	--------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- 議案第5号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の取消について
- 議案第2号 農地法第3条許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- 議案第5号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

議長	上越市農業委員会会議規則第5条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。 <資格審査> はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数12人中、出席委員数11人、欠席委員数1人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。 農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数17人中、出席推進委員数13人、欠席推進委員数4人です。
議長	<議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。 議席番号16番 清水 委員、議席番号24番 松本 委員 の両名を指名します。
議長	<上越市農業委員会憲章の唱和> 「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。 皆さんそれに続いて唱和をお願いします。 それでは、議事録署名委員の清水委員読み上げをお願いします。 (上越市農業委員会憲章の読み上げ)
議長	それでは、議案の審議に入ります。 推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。
議長	<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」> それでは、合併前上越市からです。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号141番から244番までの104件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	農業委員会事務局 秋山です。 冒頭、栗和田局長から説明のありました追加案件につきまして、改めて資料の追加をお願いします。 本日、お手元に別葉で18条第6項の合意解約の追加分をお配りしました。 大変申し訳ありません。 お手数ですが、こちら議案の8ページ以降に差し込みをお願いいたします。 それでは1頁をご覧ください。

	報告第 1 号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。 追加分も含め番号 141 番から 244 番までの 104 件となります。 解約後の利用形態の内訳といたしまして、経営基盤強化促進法相対の再契約が 4 件、地主耕作が 1 件、農地転用予定が 1 件、他者・借人へ売却が 12 件、他者及び中間管理機構に貸付が 80 件、経営基盤強化促進法相対新規契約が 6 件となっております。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、報告第 1 号の 104 件を承認します。
議長	＜報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」＞ 報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 1 番から 4 番の 4 件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 9 頁をご覧ください。 報告第 2 号は、権利移動を伴わない農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「公衆用道路」1 件、「住宅敷地」2 件、「一般個人住宅」1 件です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、報告第 2 号の 4 件を承認します。
議長	＜報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」＞ 報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 12 番から 23 番の 12 件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 10 頁をご覧ください。 報告第 3 号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。

	転用目的は、「建売住宅」4件、「一般個人住宅」3件、「共同住宅」1件、「神社」1件、「事務所及び一般個人住宅」1件、「敷地拡張」1件、「一般個人住宅及び公衆用道路」1件です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。
議長	私から1点お願いします。No.21について、既に宅地造成がなされているが届出必要なのですか。
(事務局) 金子	地目は田となっていることから、農地の所有権移転を伴う5条の届出は必要になります。
議長	その他、意見等ありませんか。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第3号の12件を承認します。
議長	<議案第1号「農地法第3条許可申請について」> 次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号5番1件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは13頁をご覧ください。 議案第1号は、農地の権利移動の許可についてです。 別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。 こちらは、譲渡人が高齢化と居住地から遠方にあることにより、手放したいとする農地であり、譲受人の自宅裏の畑と隣接することから家庭菜園として耕作、管理するものです。 こちら全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 私からは以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 ※現地確認：小林委員 (「ありません」の声あり)

議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。 <議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」>
議長	次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 9 番、10 番の 2 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 14 頁をご覧ください。 こちら権利移動を伴う農地転用の許可申請です。 番号 9 番は、上五貫野地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。 15 頁に位置図、16 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、両親と同居していますが、子供が成長し、生活スペースが手狭になったため、実家に隣接する申請農地を取得し、住宅を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。 工期は、令和 7 年 5 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日、土地利用計画は、住宅 1 棟、申請面積 257 m²、所要面積が 292 m²（畑 25 m²、原野 35 m²）建築面積 78.25 m²で建ぺい率は 26.80%となり支障ありません。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。 転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 次に番号 10 番は、大字本道の農地に、「農業用格納庫」を建設するものです。 17 頁に位置図、18 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、農業を営んでいますが、農機具を他人の土地に保管しているため、利便性が悪いことから自宅と作業所に隣接している申請農地を取得し、農業用格納庫を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。 工期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日、土地利用計画は、農業用格納庫で、申請面積 416 m²、所要面積が 416 m²（畑 416 m²）建築面積 135 m²で建ぺい率は 32.45%となり支障ありません。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件であり、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

	説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第２号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第２号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第３号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第３号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転９件、貸借権設定５１件、貸借権移転４９件を上程します。 はじめに、所有権移転、番号４３０番から４４４番について事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは、１９頁をご覧ください。 こちら基盤強化法相対による所有権移転９件です。 こちらすべての案件につきまして、担い手への農用地利用集積の観点から、譲渡人、譲受人の双方の合意により所有権を移転するものであります。 番号４４０番については、対価が０円ではありますが遠方にお住まいであり、農地を手放したいとする譲渡人との合意により０円となっています。 いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。
高島委員	No.433 の対価はどこにいくのですか。
(事務局) 秋山	清算人のほか、債権ごとに振り分け清算されると聞いています。
議長	その他、意見等ありませんか。 (「ありません」の声あり)

議長	続いて、貸借権設定、番号 401 番から 509 番までの 51 件を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは、22 頁をご覧ください。 こちら、最後の基盤強化法による相対契約となります。 こちらはすべて、担い手への農用地利用集積の観点から、相対により、貸借権を設定するものであります。 内訳といたしましては、新規が 39 件、引き続き当該契約を継続する再設定が 12 件となっています。 新規案件の中で、まとまって利用権設定の多いものに関しましては中間管理事業による利用権を解約し、新規に「基盤強化法による相対契約」を結ぶため利用権設定するものであります。 その他、再設定につきましては、終期満了に伴い、従前からの基盤法相対契約のまま継続する再設定となっております。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
篠宮委員	No.412 について、50 年の契約は問題ないのですか。
(事務局) 秋山	自ら代表を務める法人への賃貸借権設定になりますので、民法上の上限である 50 年で契約できます。
議長	その他、意見等ありませんか。 (「ありません」の声あり)
議長	続いて、貸借権移転 49 件を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは続きまして貸借権移転 49 件であります。頁は 33 頁をご覧ください。 こちらにつきましては、旧耕作者が法人を設立したことに伴い、これまで自身が耕作していた農地の貸借権について、自身が設立した法人に貸借権を移転するものでございます。 こちらのすべて、契約内容の変更はなく従前からの契約がそのまま継続されるものであります。

	いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決にはいります。 議案第 3 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 3 号について、計画策定を市長に要請することに決定します。
議長	<議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定、番号 33 番から 77 番の 45 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは、頁は 42 頁をご覧ください。 まずはじめに誤植の訂正をお願いいたします。 頁は 47 頁、番号 60 番、こちらの契約始期と終期につきまして、3 月 31 日、3 月 30 日となっているところ、令和 7 年 6 月 5 日から令和 17 年 6 月 4 日に訂正をお願いします。 同じく始期と終期の修正がもう 2 件ございます。 50 頁の番号、75 番です。 こちらの始期と終期を 3 月 31 日、3 月 30 日となっているところ令和 7 年 5 月 10 日から令和 17 年 5 月 9 日に訂正、51 頁の番号 76 番をこちらと同じく始期と終期を令和 7 年 5 月 10 日から令和 13 年 5 月 9 日に訂正するようお願いいたします。 申し訳ございません。 それでは、議案の説明に戻ります。 こちらの案件は、農用地利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を一括で行うものであります。 合意解約でもありましたとおり、労力不足や耕作者の要望の他、終期の統一などにより、新たに農地中間管理機構を通した貸借権を設定するものであります。 対象農地は、52 ページからの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。

	改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第 4 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。
議長	<議案第 5 号「上越市農用地利用集積等促進計画案について」> 議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、番号 29 番から 45 番までの 17 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 80 頁をご覧ください。 こちらは、農用地利用集積等促進計画による貸借権移転です。 この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じた貸借権について、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。 具体的な対象農地は 84 頁以降にある対象農用地リストのとおりです。 今回は主に、自身が代表を務める法人に貸借権を移転するため、耕作者変更を行うものであります。 いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。

議長	議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」原案のとおり決定します。 次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。 （中郷区駐在室分の議案）
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7107 番の 1 件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(中郷区) 丸山	1 頁をご覧ください。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7107 番の 1 件の届出書を受理しましたので報告します。 番号 7107 番は、受人の労力不足により解約するものです。解約後は地主が耕作する予定です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので報告第 1 号の 1 件を承認します。
議長	<議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 8 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(中郷区) 丸山	2 頁をご覧ください。 貸借権設定、番号 7132 番から 7139 番の 8 件について説明します。 これまでの耕作者の労力不足に伴い、新たな耕作者により新規に貸借権設定を行うものが 4 件、契約期間満了に伴い、引き続き再設定を行うものが 4 件です。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

	以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。議案第 1 号について、計画策定を市長に要請することに決定します。
議長	<議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案について」> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、番号 7101 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(中郷区) 丸山	4 頁をご覧ください。 番号 7101 番は、農用地利用集積等促進計画による貸借権移転です この案件は、効率的な農地の集約化を行うため農地中間管理機構を通じた貸借権を上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。 具体的な対象農地は次の 5 頁にある対象農用地リストのとおりです。 契約期間については、令和 7 年 5 月 30 日から令和 8 年 10 月 6 日までです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）

議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり決定します。 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。
議長	(板倉区駐在室分の議案) <報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、7 件を報告します。 事務局の説明を求めます
(板倉区) 宮尾	それでは、1 頁をご覧ください。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7501 番から 7507 番までの届出書を受理しましたので報告します。 番号 7501 番と 7502 番は地主の申し出により、地主が耕作するものです。 番号 7503 番は、他者へ貸付であります。 関連案件として備考欄に記載のとおりです。 番号 7504 番から 7507 番は、山間地で耕作が不便なため、休耕するものです。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので報告第 1 号の 7 件を承認します。
議長	<議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の取消について」> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、番号 1 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(板倉区) 宮尾	それでは 3 頁をご覧ください。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、番号 1 番の 1 件を説明します。 この案件は、熊川地内の農地 1 筆の所有権移転について、令和 6 年 12 月の農地部会で、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することが決定された案件です。 12 月 27 日の公告後、申請者から当該案件の取消申請書の提出があったものです。 取消理由は、共有持ち分の相続登記完了前に所有権移転の申請をしてしまったため、当該案件を取り消すものであります。

	なお、相続登記完了後に、改めて所有権移転の案件を上程する予定です。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	ご異議なしと認めます。 議案第 1 号について集積計画取消しを市長に要請することに決定します。
議長	<議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」> 次に、議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7503 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(板倉区) 宮尾	それでは、4 頁をご覧ください。 議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」、1 件説明します。 別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。 地主が新潟市へ転出することとなり、耕作できないことから、該当地の隣地で畑作をしている譲受人が、家庭菜園として一体的に耕作するものです。 提出のありました申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。 私からの説明は以上です。
議長	板倉区の農地利用最適化推進委員から補足説明をお願いします。 31 番 野村委員をお願いします。
板倉区委員	「特段、問題・異常なし」と報告あり
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）

議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 22 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(板倉区) 宮尾	それでは、5 頁をご覧ください。 貸借権設定、番号 7543 番から 7564 番の 22 件について説明します。 どちらの案件も、担い手への農用地利用集積の観点から、貸借権を設定するものがあります。 内訳といたしましては、新規が 10 件、引き続き当該契約を継続する再設定が 12 件となっています。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 3 号について、計画策定を市長に要請することに決定します。

議長	<議案第４号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 続きまして、議案第４号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定６３件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(板倉区) 宮尾	それでは、１０頁をご覧ください。 議案第４号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定、番号７５２０番から７５８２番の６３件について説明します。 この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 こちらの対象農地は、２３頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	それでは、採決に入ります。 議案第４号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第４号について、原案のとおり決定します。
議長	<議案第５号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」> 議案第５号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、貸借権移転９件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(板倉区) 宮尾	それでは、３５頁をご覧ください。 番号７５８３番から７５９１番は、農用地利用集積等促進計画による貸借権移転です。 この案件は、効率的な農地の集約化を行うため農地中間管理機構を通じた貸借権で、個人経営から法人組織の設立に伴い変更するものであります。 こちらの対象農地は、３７頁にある対象農用地リストのとおりです。

	改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 5 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 5 号について、原案のとおり決定します。 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。 （清里区駐在室分の議案）
議長	＜報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、3 件を報告します。 事務局の説明を求めます
(清里区) 中条	1 頁をご覧ください。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8106 番から 8108 番までの届出書を受理しましたので報告します。 受理した 3 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、他者への貸付が 1 件、他者への売却が 2 件となっています。 関連案件は備考に記載のとおりです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 3 件を承認します。

議長	<議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 1 件、貸借権設定 2 件を上程します。 はじめに、所有権移転 1 件について、事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	2 頁をご覧ください。 所有権移転設定、番号 8124 番の 1 件について説明します。 担い手への農用地利用集積の観点から、譲渡人、譲受人の双方の合意により所有権を移転するものであります。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	続いて、貸借権設定 2 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	3 頁をご覧ください。 貸借権設定、番号 8122 番、8123 番の 2 件について説明します。 いずれも労力不足により新たな借り手が耕作するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号について、計画策定を市長に要請することに決定します。

議長	<議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 続きまして、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定 6 件を上程します。 それでは事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	はじめに綿貫委員関連の案件を除く番号 8103 番から 8107 番の 5 件について説明します。 この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 こちらの対象農地は、6 頁以降の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、次に、綿貫委員関連の番号 8108 番について事務局の説明を求めます。 議案に関連する綿貫委員は、退席をお願いします。 （綿貫委員退席）
議長	それでは事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	綿貫委員関連の案件について説明いたします。 先ほどと同様、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うもので、この案件は再設定です。 こちらの対象農地も、6 頁以降の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）

議長	特に質問等がないようですので、綿貫委員関連の案件について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「ありません」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 それでは、綿貫委員の退席を解除します。 (綿貫委員 復席)
議長	綿貫委員ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。 それでは、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり決定します。
議長	<議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、貸借権移転 4 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	15 頁をご覧ください。 番号 8109 番から 8112 番は、農用地利用集積等促進計画による貸借権移転です。 この案件は、効率的な農地の集約化を行うため農地中間管理機構を通じた貸借権を上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。 こちらの対象農地は、16 頁にある対象農用地リストのとおりです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

議長	(「ありません」の声あり) 異議なしと認めます。 議案第 3 号について、原案のとおり決定します。 次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。
議長	(名立区駐在室分の議案) ＜報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9522 番の 1 件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	説明に入る前に、先月、2 月農地部会の議案にて誤植がありましたのでご報告させていただきます。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、申請番号 9600 番から 9603 番において、受人 Y 氏と表記しておりましたが、正しい表記は、受人：M 氏となります。 訂正のご報告をさせていただきました。 申し訳ございません。 それでは、1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9522 番の 1 件の届出書を受理しましたので、報告します。 受理した 1 件は、合意による解約であり、労力不足のため、中間管理機構を通して他者へ貸付予定です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 1 件を承認します。
議長	＜議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞ 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 2 件を上程します。 貸借権設定、番号 9634 番と番号 9635 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

(名立区) 高橋	2 頁の貸借権設定、番号 9634 番と 9635 番の 2 件について説明します。 番号 9634 番は、契約期間満了に伴う再設定案件で、引き続き耕作を行うものです。 番号 9635 番は、新規契約です。 いずれの案件も、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号について、計画策定を市長に要請することに決定します。 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議長	＜その他＞ その他に入ります。 事務局から何かありませんか。 (「ありません」の声あり)
議長	それでは、以上をもちまして本日の農地部会を終了します。 続きまして、地区会議を行いますのでそれぞれの地区会議の代表のところにお集まりください。